

2025年9月25日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	立正大学学園
法 人 代 表 者	理事長 生駒雅幸
担 当 部 署	経営企画部経営企画課
お 問 合 せ 先	03-3492-6872

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- ①ガバナンス・コード遵守状況点検委員会から担当部署へ遵守状況の点検を指示。
- ②ガバナンス・コード遵守状況点検委員会：ガバナンス・コード遵守状況報告書（案）を作成。
- ③常任理事会（学園執行部）：②の点検結果を審議・承認。
- ④理事会（監事を含む）：③を報告。
- ⑤ステークホルダーに公表／私大連に報告。 ⑥評議員会に報告。

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

遵守原則 1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	2022年度に公表した長期構想「立正グランドデザイン」に基づき、2023年度からの5か年を期間とした第2次中期計画を策定した。各年度の事業計画においては中期計画に明示した同年度のアクションプランを踏まえて起案するよう義務付けており、中期計画と事業計画との相互の関連性を確保している。また、長期構想および中期計画等は、立正大学学園ホームページ等を通じて学内外へ周知している。

基本原則「２．公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

遵守原則２－１ 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、建学の精神、教育目標に基づき、持続可能でより良い豊かな和平社会を築くための一個の重心・芯となるべき人材として、「モラリスト×エキスパート」を養成することに努め、そのために必要な教育研究を行っている。また、学園および各設置校の理念・方針、中期計画等を踏まえ、毎年度の事業計画を学園として策定・公表している。同計画においては、当該年度の重点施策を定めるとともに、各事業における具体的な達成目標も明示されている。なお、その内容については、学内構成員に共有し、学外には公式ホームページを通して公表している。

遵守原則２－２ 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、立正大学と地元自治体や産業界を中心に連携協定を締結し、地域社会の課題解決および大学の教育・研究機能の向上を図り、地域社会発展に寄与する取り組みを行っている。また、現在、TJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）に加入しており、会員校、地元企業、自治体との対話を図り、連携に努めている。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

遵守原則 3－1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では監事監査規程に基づき、監事は私立学校法および本法人の寄附行為に定める職務を遂行するため、監事監査計画書を毎年策定し、法人の業務執行と財産状況の適正性を確認している。 さらに、年2回、毎年決算期（5月）と11月に監事、会計監査人（公認会計士）および内部監査部門（監査室）による意見交換会を行い、三様監査体制を確立し、相互牽制機能が働く有効な体制を整備している。また、私立学校法の改正（令和7年4月1日施行）に伴い、常勤監事および補助職員の配置を行い、監査体制を整備した。

遵守原則 3－2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、理事会の議決・執行については、寄附行為で定める事項の他に「学校法人立正大学学園理事会運営規則」の定めにより、理事会の議決・執行に関してさらに明確化している。また、理事長の下に内部監査部門（監査室）を設置し、本法人の経営の効率化と社会的信頼性を保持するため、監査体制の強化を図っている。また、「立正大学学園公益通報に関する規程」を定め、監査室を窓口として、法令違反が疑われる事象の通報ができる体制を整えている。また、理事会において、「学校法人立正大学学園内部統制システム整備の基本方針」を決定し、法令遵守等に関する体制を整備した。

遵守原則 3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人が有する情報の公開に関しては、必要な公開事項を「立正大学学園情報公開規程」に定め、社会に対する説明責任を果たし、教育研究の向上に資することとして、積極的に取り組んでいる。

基本原則「４．継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

遵守原則４－１ 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	監事や評議員会が適切に役割・機能を果たせるよう本学園の寄附行為で定め、有効な相互牽制機能が発揮される体制を整えている。また、理事会の下に日常の業務執行を担う常任理事会を設置し、役割を明確化するため、常任理事会規程を定め運営している。なお、私立学校法の改正（令和7年4月1日施行）を受けて、寄附行為を変更し、理事長、常任理事その他の業務執行理事等の権限や責任を明確化した。

遵守原則４－２ 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、資産運用に関する規程を定め、管理体制、対象資産、運用指針等を明確にし、リスク回避に努めている。さらに学内外の有識者を交えた資産運用委員会を組織し、運用の意思決定に資する議論をしている。寄附金体制については、150周年記念事業で構築したノウハウを活かし、組織的な取り組みとして寄附金の募集体制を構築していく予定である。 補助金を含めた外部資金獲得については、研究推進・社会貢献センターが公的資金や研究助成金等に関する情報を一元的に収集・管理し、学内研究者に共有できる仕組みを構築している。